

# たましんパソコンサービス規定

## 多摩信用金庫

### I. パソコンサービス

パソコンサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関する依頼人と当金庫間契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が承諾した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

#### 1. データ伝送サービス

- (1) データ伝送サービスは、当金庫の電子計算機と契約者ご本人（以下「依頼人」という。）の占有・管理するパソコン等を通信回線により接続のうえ、利用できるものとします。
- (2) データの仕様は全国銀行協会の取決めに準拠します。
- (3) データ伝送サービスに使用する制御電文のコードは表記のパスワード・センター確認コード・サービス別暗証を使用します。
- (4) データ伝送サービスにより取扱うデータは総合振込、給与（賞与）振込とします。
- (5) データ伝送により当金庫がデータを受信した後においては、データの取消または変更を行わないこととします。
- (6) データ伝送サービスで取扱う各データの伝送時限は次の各号の通りとします。
  - ①総合振込については、振込指定日の7営業日前から前営業日の16時までの間に伝送を完了する。
  - ②給与振込については、振込指定日の7営業日前から3営業日の16時までの間に伝送を完了する。
  - ③口座振替については、振込指定日の7営業日前から3営業日の16時までの間に伝送を完了する。
- (7) 契約者あるいは当金庫の電子計算機、通信回線等の障害その他の事由により前項の時限を経過した後に契約者から伝送されたデータの受信を完了した場合には、当金庫は当該データの処理を行わないことができるものとします。
- (8) 当金庫は契約者より一回の伝送で送付されたデータにもとづく振込金の合計額が、資金引落日時に支払指定口座より引落しできない場合には当該データの処理を行わないものとします。
- (9) データ伝送により受信した制御電文のパスワード、センター確認コード、およびファイルアクセスキーと届出のパスワード、センター確認コード、ファイルアクセスキーとの一致を確認した場合、当金庫は契約者本人から正当なデータとして処理します。なお、これの一致を確認して処理したうちは、パスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については賠償の責任を負いません。
- (10) 当金庫は、受信したデータに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合、当該データの受け付けをしません。

#### 2. 総合振込サービス

- (1) 契約者は、当金庫に対し契約者の取引先に対する支払金の振込事務（以下「総合振込」といいます。）を委託し、当金庫はこれを受託します。
- (2) 振込を指定できる取扱店は、当金庫の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の本支店とします。
- (3) 振込を指定できる取扱店は、普通預金および当座預金とします。

- (4) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までにデータ伝送により行ってください。
- (5) 当金庫は契約者が総合振込の委託のために前項に従い伝送したデータにより指定された振込指定日に振込手続きをします。
- (6) 振込資金は振込指定日の前営業日までに当金庫へ交付するものとします。
- (7) 支払指定口座からの振込資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は省略し、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) 契約者の取引先に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座へ入金されたときとします。
- (9) 当金庫は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (10) 契約者は総合振込の取扱について当金庫所定の振込手数料を支払うものとします。

### 3. 給与（賞与）振込サービス

- (1) 給与振込の委託にさしては、取扱店の範囲、取扱方法等の委託事務につき別途、「給与振込に関する契約書」により契約するものとする。
- (2) 振込を指定できる口座は、普通預金および当座預金とし、給与振込については本人名義の口座に限ります。
- (3) 給与振込の依頼は、あらかじめ指定された日時までにデータ伝送により行ってください。
- (4) 当金庫は契約者が前項により伝送した給与振込を委託するデータにもとづき振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金するよう振込手続きをします。
- (5) 振込資金は振り込み指定日の3営業日前までに当金庫へ交付するものとします。
- (6) 支払指定口座からの振込資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は省略し、当金庫所定の方法により取扱います。
- (7) この規定に定めのない事項については「給与振込に関する契約書」により取扱います。

### 4. 口座振替サービス

- (1) 口座振替の委託に際しては、委託事務の対象、取りまとめ店および取扱店の範囲を別途「預金口座振替に関する契約書」により契約するものとします。
- (2) 預金口座振替の依頼は、あらかじめ指定された日時までにデータ伝送により行ってください。
- (3) 当金庫は契約者が前項により伝送した口座振替を委託するデータにもとづき振替日に該当預金者の指定する口座から振替金額うい払出し、翌営業日までに指定預金口座へ入金します。
- (4) 振込処理結果データは、契約者が振替指定日の翌営業日に伝送サービスの「口座振替処理結果」により受信するものとします。
- (5) この事項に定めのない事項については「預金口座振替に関する契約書」により取扱います。

## II. 共通事項

### 1. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線、および電子計算機の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。なお、回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合には、お取引内容をお取引店へご確認下さい。
- (2) データ伝送サービスにもとづく委託事務の取扱いについて、当金庫の責に帰することのできない事由により生じた損害については、その損害賠償の責を負わないものとします。

### 2. 手数料

- (1) 「たましんパソコンサービス」の利用にあたっては当金庫所定の月額基本料および振込手数料（以下これらを「手数料」という。）を当金庫に支払うものとします。
- (2) 手数料は、当金庫所定の振替日に普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約にかかわらず、普通預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出は省略し表記の支払指定口座から引落します。

### 3. 届出事項の変更・解約

- (1) 接続電話番号、暗証番号その他表記の届出事項に変更を生じた時は、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。
- (2) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。また、手数料の未払いが生じた場合、あるいはお届けの電話番号によりご連絡がとれない状況が生じた場合など、当金庫が必要と認めた時には通知を省略して、この契約を解約することができるものとします。
- (3) 届出事項の変更または解約は、当金庫の手続きが完了したときより有効とし、手続き完了前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

### 4. 契約期間

本サービスの契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から、1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

### 5. サービス内容・規定の変更

本サービス内容あるいは本規定について、当金庫はその裁量により変更できるものとします。当金庫が変更を適宜の方法により開示または通知し、かかる変更の効力発生後に行われたサービス利用については、変更後の内容が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)